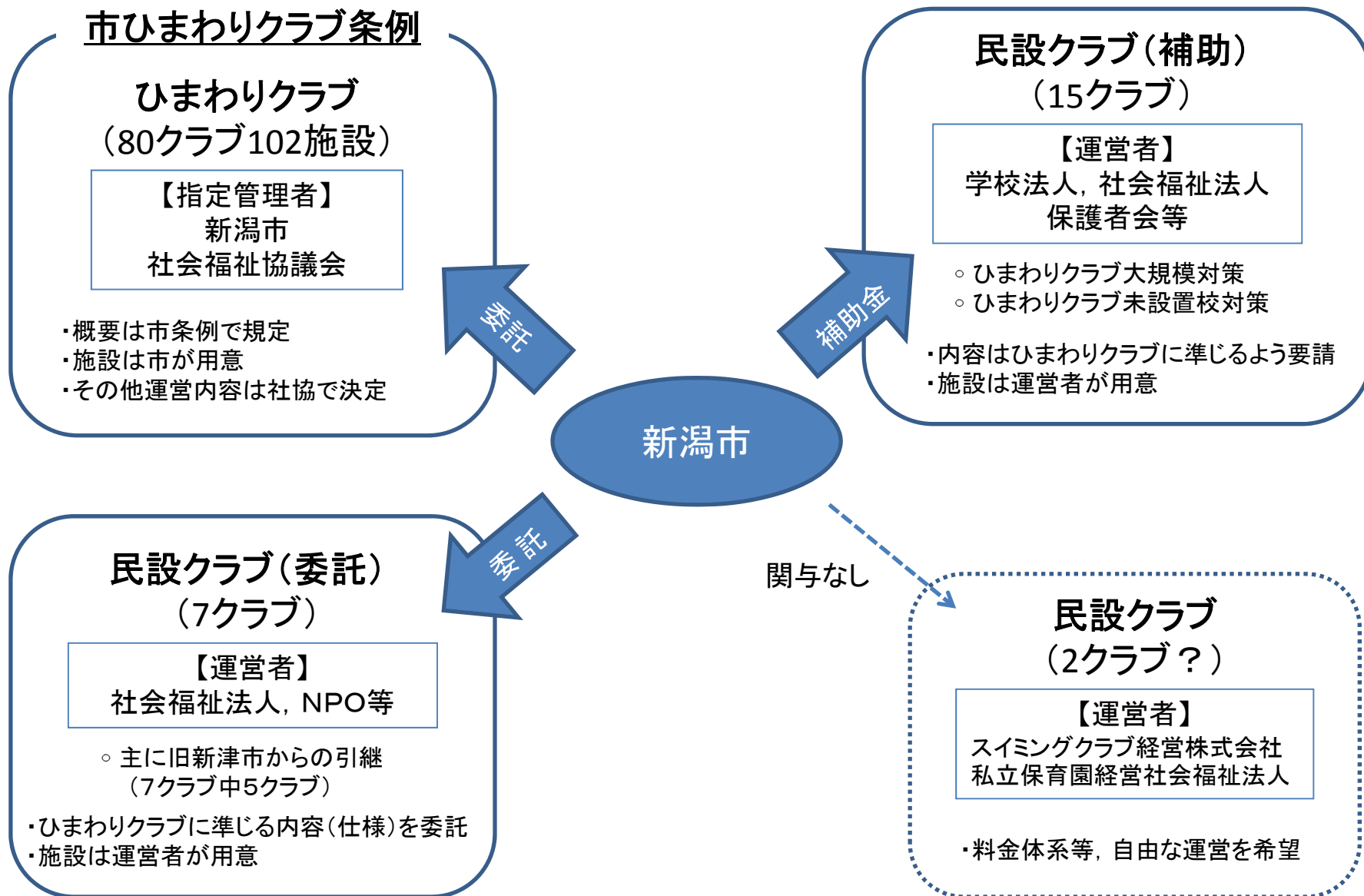


# 児童福祉法の改正に伴う 放課後児童健全育成事業の 変更について

# 新潟市における放課後児童クラブの現状



## 児童福祉法の主な改正点(放課後児童クラブ関連)

施行:平成27年4月1日(予定)

項目	改正前	改正後
対象者	小学校3年生まで	小学校6年生まで
届出制	事業開始後1カ月以内に市長に届出(国, 県以外の者)	事業開始前に市長に届出
条例化	条例設置の義務なし	市町村は, 放課後児童健全育成事業の設備及び運営について, 条例で基準を定めなければならない
指導員	望ましい資格のみ(ガイドライン)	従事する者及びその員数については, 厚生労働省令で定める基準に「従い」, 条例化しなければならない
施設, 設備等	専用スペースの確保と1.65㎡/人以上が望ましい(ガイドライン)	設備, 施設については, 厚生労働省令で定める基準を「参酌し」条例化しなければならない
検査等	規定なし	市長村長は, 放課後児童健全育成事業を行う者に対し, 報告を求め, 立ち入り, 検査ができる(定期監査)
命令等	規定なし	市長村長は, 放課後児童健全育成事業を行う者に対し, 違反, 不当な営利, 児童の処遇について不当な行為をした場合は, 事業の制限又は停止を命令できる
利用促進	規定なし	市町村は, 必要に応じ, 公有財産の貸付その他必要な措置を積極的に講ずることで, 社会福祉法人その他多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業を促進し, 供給を効率的かつ効果的に増大させる

# 児童福祉法改正後の放課後児童クラブ

## (仮)新潟市放課後児童クラブ条例

- 指導員配置基準(法定)
- 施設基準(面積, 設備等)
- 4年生以上の受け入れ
- サービス水準(開所日数, 時間等)
- 利用料金, 減免制度統一(?)

ひまわりクラブ  
(80クラブ102施設)

民設クラブ(委託)  
(7クラブ)

民設クラブ(補助)  
(15クラブ)

民設クラブ  
(2クラブ?)

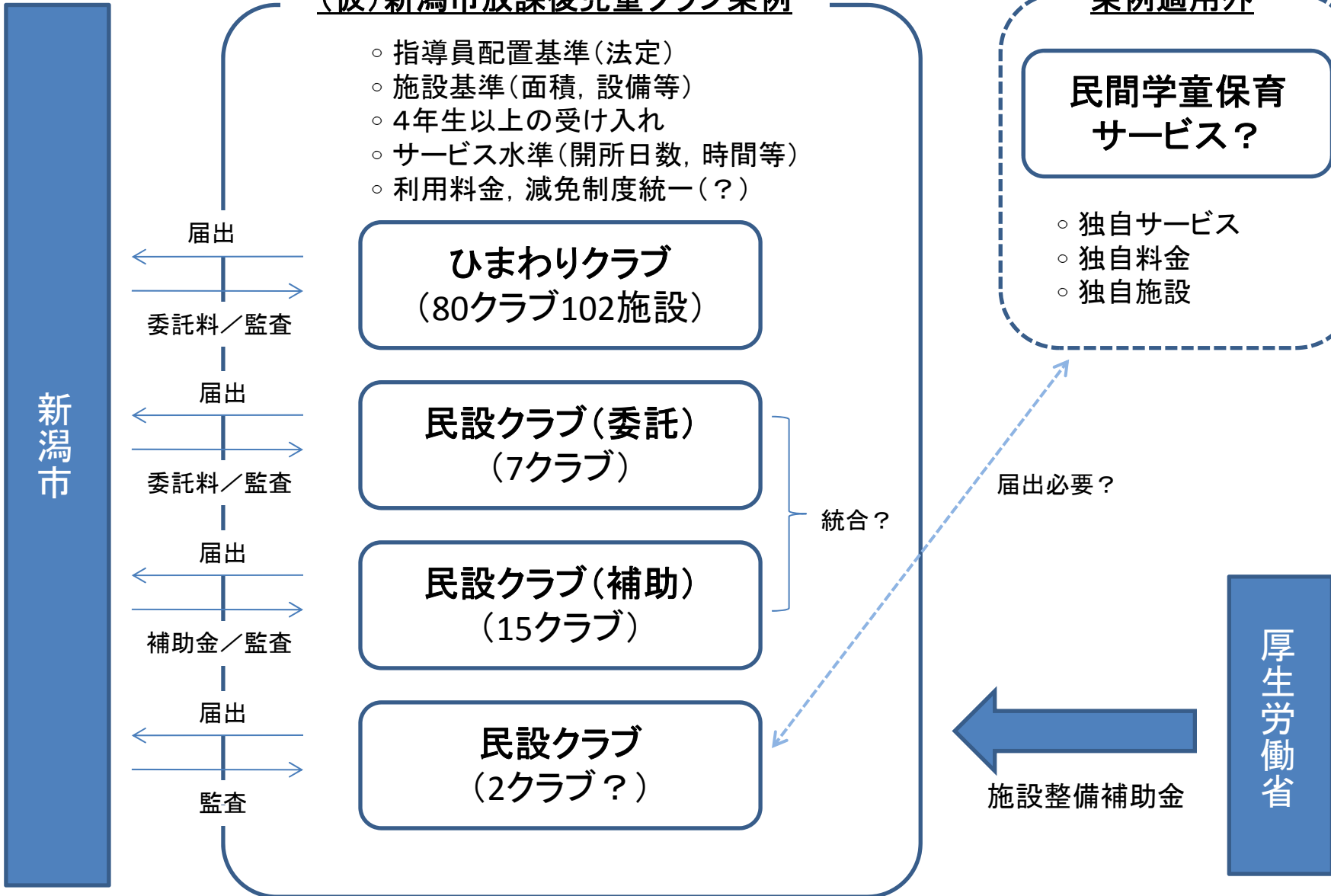
統合?

## 条例適用外

民間学童保育  
サービス?

- 独自サービス
- 独自料金
- 独自施設

届出必要?



新潟市

厚生労働省

施設整備補助金